

「Go To Eat キャンペーンしまね」加盟飲食店募集要項

【1】「Go To Eat キャンペーンしまね」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食店舗様に対し、期間を限定した官民一体型のキャンペーンを行います。Go To Eat キャンペーンしまね食事券事務局では、食事券が使用できる店舗を募集し登録いたします。

【2】食事券のタイプ

- ① 額 面 ……7,000円(500円×14枚綴り)／冊
(販売額5,000円／冊)
<40% (国20%・島根県20%のプレミアム付)>
※現金との引換えやつり銭の支払いはできません。
- ② 販売場所…●ローソン (WEB申込又は店頭設置のLoppi「ロッピー」にて発券、レジにて支払い・受取)
●隠岐エリア 一畑トラベル隠岐営業所・海士町観光協会・西ノ島町観光協会
●奥出雲町 奥出雲町商工会 本所(三成)・経営支援センター(横田) 平日9:00~17:00・土日祝を除く
●島根中央信用金庫・しまね信用金庫・日本海信用金庫(平日9:00~15:00・土日祝を除く)
●JTB イオン松江店
※各販売箇所の営業時間内にご購入下さい

- ③ 適用…加盟飲食店での精算に限り使用可能
- ④ 購入限度…1回購入当たり20,000円(一人4冊まで)

【3】食事券の販売・利用

販売期間 令和3年10月1日(金)~令和3年11月15日(月)

利用期間 令和3年10月1日(金)~令和3年12月15日(水)

※下記の記載がある食事券はご利用(お受け取り)頂けません。

【食事券有効期間】2020年11月5日~2021年3月31日迄有効

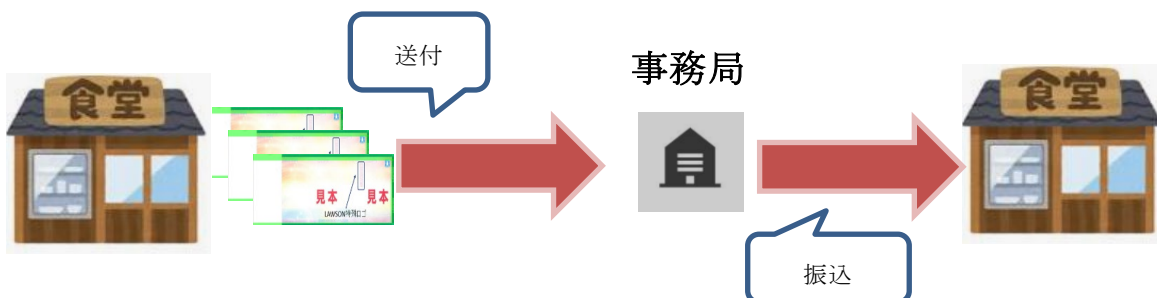
【食事券有効期間】2020年11月5日~2021年6月30日迄有効

【食事券有効期限】2021年6月30日迄有効

【食事券有効期限】2021年9月30日迄有効

【4】食事券の換金

- ① 換金申請については、食事券(大きい片)と請求書兼利用実績報告書を精算受付期間内に食事券事務局へお送りください。スケジュールは登録完了後にお送りする食事券取扱マニュアルにてお知らせいたします。
(詳しくはホームページにてご確認ください。)
- ② **最終精算受付期間を過ぎてしまった場合は、換金できません。**
- ③ 換金申請は登録された施設に限り行うことができます。それ以外の個人・団体からの換金申請には応じません。
- ④ 送付枚数に応じた金額を指定口座にお振込みします。
- ⑤ 万が一、虚偽の換金申請等の悪質な事例が発生した場合には、法的処置を執らせていただくことがあります。



【5】登録できる飲食店の条件など

登録については、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店。店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外とする。
- ② 「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店は除外とする。キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック、料亭（接待を伴うもの）は対象外とする。風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店も対象外とする。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいる店舗であること。
- ④ 島根県暴力団排除条例等を遵守し、反社会的勢力でない、および反社会的勢力と取引のない施設であること。
- ⑤ 食事券の不正使用（自己取引※、架空取引、虚偽報告、偽造など）は禁止です。
※自己取引とは、飲食店関係者が飲食をせずに虚偽の実績を報告し、架空の食事券利用を装って補助金を請求することを指します。
万が一、虚偽の換金申請等の悪質な事例が発生した場合には、法的処置を執らせていただくことがあります。
- ⑥ Go To Eat キャンペーンしまね食事券取扱マニュアルの内容を遵守する店舗であること。
（ご協力）しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業への参加を推奨しておりますので、ご協力をお願いいたします。

※以上の登録条件に反する場合は、登録を取り消すことがあります。

【6】登録申請方法

次の書類を提出してください。

- (1) 別紙（様式第1号） Go To Eat キャンペーンしまね参加飲食店同意書
- (2) 別紙（様式第2号） 参加申込書（誓約書）
- (3) 別紙（様式第3号） Go To Eat キャンペーンしまね加盟飲食店登録申請書
- (4) 営業許可書コピー
- (5) 振込先通帳コピー（表紙を開いた見開き2ページ）

申請手順

- ①（様式第1号）、（様式第2号）、（様式第3号）をご記入の上、「営業許可書コピー」と「振込先通帳コピー（表紙を開いた見開き2ページ）」を併せて下記 Go To Eat キャンペーンしまね食事券事務局へお送りください。
郵送の際は、宛名面に「Go To Eat キャンペーンしまね 関係書類在中」と記載してください。
- ② 事務局にて書類を審査し、承認次第スターターキットをお送りいたします。

登録受付期限

随時受付いたします。

送付先

〒690-0003 島根県松江市朝日町480-8 松江SKYビル1階
Go To Eat キャンペーンしまね食事券事務局
※返信用封筒をご利用ください。